

職員の定年引上げについて

1 定年引上げの概要

- 令和5年度から、職員の定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げ
- 60歳到達の翌年度以降、定年までの間の給料月額を、60歳時の給料月額の7割水準に設定
- 組織活力を維持するため、役職定年制を導入し、60歳到達の翌年度以降、管理職は、主幹級の職に異動
- 60歳到達の翌年度以降、定年前に退職した職員について、定年に達するまで短時間勤務の職に採用することができる「定年前再任用短時間勤務制」を導入

2 関連条例の主な改正点

(1) 熊本市職員の定年等に関する条例

議第151号

- ・ 定年年齢の引上げ、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制の導入 等

(2) 熊本市一般職の職員の給与に関する条例

議第158号

- ・ 60歳到達の翌年度以降、定年までの間の給料月額を、60歳時の給料月額の7割水準に設定 等

(3) 熊本市職員の退職手当に関する条例

議第153号

- ・ 60歳に達した日以後に退職した職員への退職手当について、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、「自己都合」を理由とする退職よりも支給率の高い「定年」を理由とする退職と同様の支給率とする旨を新たに規定 等

(4) 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

議第156号

- ・ 現行の再任用制度の廃止及び新たな定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、「再任用職員」「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正 等

(5) 熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例

議第152号

- ・ 60歳到達の翌年度に、給料月額が60歳時の給料月額の7割水準となった際、60歳到達年度と61歳到達年度をまたぐ懲戒減給処分における61歳到達年度の取扱いは、給料7割後の給料月額の10分の1（管理職手当受給職員は5分の1）を上限として設定 等

(6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

議第154号

(7) 公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例

議第157号

- ・ 欠員補充困難等の理由により、役職定年制において降任しない60歳超の管理職は、派遣対象から除外する旨を新たに規定 等